

「緑の募金」をされる企業・団体の皆さんへ（お知らせ）

【税制上の優遇】

特定公益増進法人である（公財）やまぐち農林振興公社に寄附された法人には、次のような税制上の優遇措置があります。

法人税

次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

1 寄付金の合計額

2 特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times 12 \text{ 分の当期の月数} \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \div 2$

※寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。

【感謝状の贈呈】

一定額以上のご寄附をいただいた場合には規程に基づき、（公財）やまぐち農林振興公社理事長からの感謝状を贈呈させていただきます。

「緑の募金」をされる企業・団体の皆さんへ（お知らせ）

【税制上の優遇】

特定公益増進法人である（公財）やまぐち農林振興公社に寄附された法人には、次のような税制上の優遇措置があります。

法人税

次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

1 寄付金の合計額

2 特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times 12 \text{ 分の当期の月数} \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \div 2$

※寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。

【感謝状の贈呈】

一定額以上のご寄附をいただいた場合には規程に基づき、（公財）やまぐち農林振興公社理事長からの感謝状を贈呈させていただきます。